

令和3年8月24日

**【岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村内】営業時間短縮等要請店舗対象  
新型コロナ拡大防止協力金の要請期間の延長に伴う変更点について（予定）**

長野県

1 概要

長野県からの期間延長（8月27日(金)～9月9日(木)）の要請に応じて、当初期間に引き続き、営業時間の短縮等にご協力をいただき、支給要件に適合する事業者の皆様に、協力を増額して支給します。

※「信州の安心なお店」認証店については特例措置がありますので『「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における営業の特例について』をご覧ください。

2 今後のスケジュール ご注意：感染状況により変更する場合があります。

- (1) 要項・申請様式公表 9月上旬（予定）（県HP掲載、県諏訪地域振興局等で配布）  
公表数日以内に、このチラシを送付した方に郵送します。
- (2) 申請期間 9月中旬から2か月程度（予定）
- (3) 支給時期 10月上旬から順次

3 協力金の支給額（増額分）

売上の規模に応じて1店舗当たり2.5万円/日～7.5万円/日\*を増額します。

| 期 間 | 8月16日～8月26日(11日間) | 8月27日～9月9日(14日間) | 全期間(25日間)      |
|-----|-------------------|------------------|----------------|
| 合計額 | 27.5万円～82.5万円     | 35万円～105万円       | 62.5万円～187.5万円 |

※ 1日当りの支給額は、店舗の1日当りの売上高に0.3をかけて計算しますが、1日当りの売上高8万3,333円(税抜)以下の場合は支給額2.5万円/日、1日当り25万円(税抜)以上の場合は支給額7.5万円/日とします。また、大企業(資本金5,000万円超かつ従業員50人超(カラオケ店、宿泊業は100人超))及び希望する中小企業の支給日額については、1日当りの売上高の減少額に0.4を掛けて計算します。(上限あり)

注意：増額分は、原則として8月27日(金)～9月9日(木)の全ての日において、営業時間短縮等にご協力いただいた方に支給しますが、やむを得ない事情により、延長の開始日から1日、あるいは2日遅れて開始した場合は、その分を減額して支給します。なお、3日以上遅れて開始した場合は、協力金の増額分は支給できませんので予めご了承ください。

4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類（詳細は後日発表）をご提出いただいた事業者

- (1) 指定地域内にある店舗（施設）を管理し経営する事業者（代表者）であること

**提出書類（予定）**

- 確定申告書類(写)、飲食店営業許可証(写)等
- 経理帳簿（直近及び協力金算定の基となる期間の月締め帳簿等）
- 本人確認書類（個人事業者のみ：運転免許証(写)、健康保険証(写)等）
- 預貯金の通帳(写) ※口座番号、口座名義等を記載したページ

- (2) 酒類を提供する飲食店（飲食専用施設）等において、既に、今回の要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に、日常的に夜間営業を行っていたこと

（通常午後8時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗には営業時間短縮等の要請をしていませんので、ご注意ください。）

**提出書類（予定）**

- 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真等
- 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー(写)・HP画面(紙出力)等
- 酒類の提供実態がわかるメニュー(写)・仕入伝票(写)・HP画面(紙出力)等

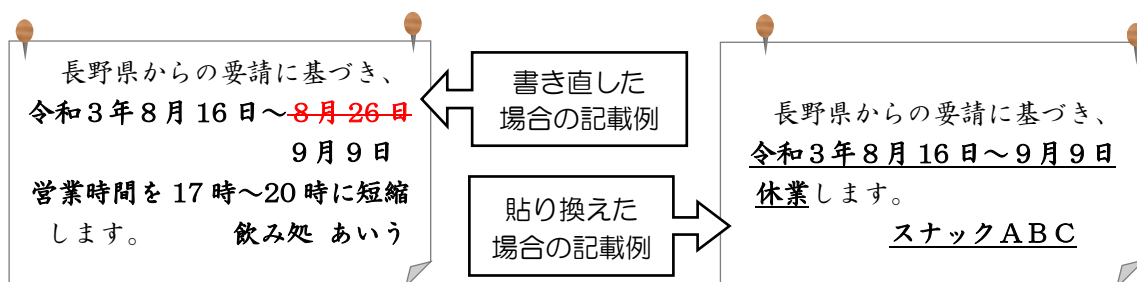
- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

提出書類 ○誓約書（申請書を兼ねた専用様式）、 ○飲食店営業許可証（写）

- (4) 8月16日※<sup>1</sup>から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮等※<sup>2</sup>を行い、そのことを、店頭への貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること

増額分については、営業時間短縮等の期間を延長したことについて、修正や更新をした貼り紙等で外部に周知していること（記載例参照）

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面（紙出力）等



- ※1 やむを得ない事情から、8月16日、8月16・17日、8月27日、8月27・28日に営業時間短縮等が、できなかった場合も、その他の全ての日に時短等を実施していれば、減額の上、協力金を支給します。  
※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、夜8時までに完全に退店している必要があります。

- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター（ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載）を掲示した写真を提出  
以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



[https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona\\_taisakusengen.html#download](https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download)

- (6) その他の必要な要件は、申請要項で定めます。

## 5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| <要請内容について>     | 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室    |
| <協力金について>      | 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口    |
| <信州の安心なお店について> | 産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係 |

上記内容は予定です。最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108suwakeniki.html>